令和７年　３月１０日

改正：令和８年１０月１９日

株式会社コタベ　　一般事業主行動計画（第３期）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和７年４月１日～令和９年３月３１日までの２年間

２．内容

目標１：将来的に「育児休業取得率１００％」及び「１ヶ月以上の育休取得」を目指し、計画期間内において、労働者の育児休業等取得率を50%以上とし、１か月以上の育児休業等を取得する者の割合についても50%以上を目指す。

【対策】

令和７年４月～　引き続き社員に対し育児休業取得を推奨する。管理職を対象に育児休業取得について研修を実施し、対象社員を把握した際の制度説明及び取得期間中の業務体制について確認する。

令和７年４月～　各営業所において育児休業取得時の業務カバー体制検討。（代替要員確保、業務カバー及び体制見直し）

目標２　：法定時間外労働時間について、前の計画期間と比較して、本計画期間内における労働者１人当たりの平均法定時間外労働時間を5%以上削減する。

【対策】

令和８年４月～　各所属長は、社員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備及び労働時間の適正な管理に努める。

各所属長は、月ごとの法定時間外労働時間を把握し、継続的に管理する。